

## 堺市立新檜尾台小学校いじめ防止対策基本方針

### 1. いじめに対する基本認識

#### いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条より)

上記のいじめの定義を踏まえ、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持ち、以下4点を全教職員で共通理解する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) 常にいじめられた児童の立場に立ち、指導・支援を行い、当該児童を守り通す。
- (3) いじめた児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

### 2. 未然防止に向けて

学校はいじめの未然防止に向け、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を育む。
- (2) 道徳・特別活動を通して規範意識を育み、望ましい人間関係づくりに努める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るため、担任による心のケアや生徒指導主任等との連携による組織的な対応を行う。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検し、改善を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備・点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや学力についての不安などが過度なストレスにならないよう、一人一人を大切に授業づくりに努める。

### 3. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい時期や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識するとともに児童の感じる被害性に着目し、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1)子どものいじめを疑う。いじめ対応チェックリストを活用する。
- (2)子どもの声に耳を傾ける。いじめアンケート調査を行う。
- (3)子どもの行動を注視する。いじめ対応チェックリストやネットいじめ防止プログラムを活用する。
- (4)保護者と情報を共有する。連絡帳、家庭訪問等を活用する。
- (5)地域と日常的に連携し、地域の行事に積極的に参加する。

#### 4. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消をめざす。

- (1)いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2)学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。(いじめ不登校対策委員会を月に1回行う)
- (3)学校は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4)いじめた子どもには、いじめが人権侵害・犯罪行為であることを指導し、反省・謝罪させる。
- (5)法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6)いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられるように、教育環境の確保に努める。
- (7)いじめが解消した後も、被害児童本人及び保護者と継続的な面談等を行い確認する。  
ただし、「いじめが解消した」状態とは、①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること②被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、をいう。

#### 5. いじめアンケート調査の実施

各学期ごとにいじめアンケート調査を実施する。

#### 6. 「いじめ不登校対策委員会」の設置および校内研修の実施

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、関係学年担任を構成員とし、「いじめ防止等対策委員会」を設置する。SSWに学期に1回入ってもらい、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫・改善に努める。

##### ○いじめに対する措置

- (1)いじめを発見・児童保護者からの連絡を受けた教職員は、当該児童から事実確認を行い、「いじめ報告書」を作成。生徒指導主任・管理職に報告する。
- (2)校長が「いじめ防止等対策委員会」を招集し、構成員で情報共有する。また、必要に応じて、関係児童からいじめについての詳細な事実確認を行う。
- (3)いじめに対する指導体制・指導方針を決定する。
- (4)常にいじめられた児童の立場に立ち、指導・支援を行い、当該児童を守り通す。
- (5)いじめた児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

- (6) 関係する保護者と直接会い、学校の対応を説明する。また、今後の指導方針への理解と協力を求める。
- (7) いじめについての指導記録を保存し、児童の進級や進学・転学に当たって、情報の引き継ぎや情報提供を行う。
- (8) 重大事案等いじめの実態に応じて、スクールカウンセラーや弁護士、医師、警察等の外部専門家に委員会へ参加を求めながら対応する。

## 7. ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールやブログ等を悪用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、小学校4年生以上を対象に、随時ネットいじめ防止のための授業を行い、ネット上のトラブルの未然防止に努める。

また、保護者啓発のため、ホームページ、学校・学年だより等にもネットいじめ防止についての情報提供を行う。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局、警察等に連絡し、協力を求める。

## 8. いじめ防止対策における留意事項

- (1) 悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- (2) いじめを訴えた児童、いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保する。
- (3) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることができなくても、担任の先生等に知らせる勇気を持つよう指導する。(傍観者への対応)
- (4) いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。(観衆への対応)
- (5) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童の実態や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に向けた取組を行う。
- (6) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。